

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 木 村 文 広 様

今治市監査委員 木原盛展
同 平田秀夫

監査結果の報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 市民環境部 市民環境政策局
市民参画課、市民課、環境政策課、資源リサイクル課、
環境施設課
- 3 監査の期間 令和5年9月4日～令和5年11月16日
- 4 監査の着眼点及び主な実施内容
令和4年度における市民環境部主管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。
- 5 監査の結果
監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

市 民 参 画 課

【事務分掌】

- (1) コミュニティに関すること。
- (2) 自治会に関すること。
- (3) 住民センターに関すること。
- (4) 地縁団体の認可等に関すること。
- (5) 消費者の保護に関すること。
- (6) 消費生活センターに関すること。
- (7) 計量に関すること。
- (8) 行政相談及び市民相談に関すること。
- (9) 簡易郵便法に基づく受託事務に関すること。
- (10) 家庭用品品質表示法に基づく家庭用品販売事業者への立入検査等に関すること。
- (11) ガス事業法に基づくガス用品販売事業者への立入検査等に関すること。
- (12) 電気用品安全法に基づく電気用品販売事業者への立入検査等に関すること。
- (13) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等販売事業者への立入検査等に関すること。
- (14) 消費生活用製品安全法に基づく特定製品販売事業者への立入検査等に関すること。
- (15) 市民参画に関すること。
- (16) 市民活動の推進に関すること。
- (17) 特定非営利活動法人に関すること。
- (18) 市民活動センターに関すること。
- (19) 市民と協働するまちづくりに関すること。
- (20) 人権啓発に関すること。
- (21) 人権教育に関すること。
- (22) 人権擁護委員に関すること。
- (23) 共生社会に関すること。
- (24) 地域改善に関すること。
- (25) 地域改善対策集会所の管理に関すること。
- (26) 隣保館に関すること。
- (27) 社会福祉法に基づく隣保事業に関する届出受理及び指導等に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 行政財産の目的外使用許可の手続きについて、許可条件に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がされていなかったため、許可条件に教示文を追加するようにされたい。

- 2 地方改善住宅新築資金等貸付金元利償還金について、滞納繰越分の収納額及び収納率が低調であるため、引き続き債務者と継続的に交渉を行い、なお一層の収納額の増加及び収納率の向上に努められたい。
- 3 補助金交付業務について、報告書に添付された領収書の宛名が交付決定された者と異なるものや空白のもの、日付が記載されていないものがあつたので、提出書類を精査するなど適切に事務処理されたい。

(意見)

- 1 市民が真ん中相談センター業務について、相談のワンストップ窓口として日曜日、土曜日、祝日及び年末年始にも開設し相談の間口を広げていることは評価できる。しかし、これらの期間中に相談を受けたとしても、関係する部署や専門機関が休日により業務を行っていない場合には、翌執務日以降でなければ対応ができず、結果として相談センターが十分に機能できているとはいえない。こういったことから、休日が長期にわたる年末年始やゴールデンウィーク等に相談窓口を開設することが必要であるかどうかを含め、効率化や省力化について改めて検討されたい。
- 2 市民が真ん中相談センター業務について、より一層のサービス品質の向上を図るために利用者アンケート等を実施し、業務の改善を進められたい。

市 民 課

【事務分掌】

- (1) 総合窓口に関すること。
- (2) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (3) 民事及び刑事事項の記録整理等に関すること。
- (4) 相続税法第 58 条の事務に関すること。
- (5) 人口動態に関すること。
- (6) 印鑑の登録に関すること。
- (7) 埋火葬の許可及び火葬場の使用許可(改葬遺体を除く死体の火葬に限る。)に関する
こと。
- (8) 国民健康保険被保険者、国民年金被保険者及び介護保険被保険者資格の取得、喪失
等に関すること。
- (9) 住居表示及び町名等の整理に関すること。
- (10) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (11) 船員法に基づく又は船員法施行規則に準じて行う証明等に関すること。
- (12) 市税の証明に関すること。
- (13) 一般旅券の発給申請及び交付等に関すること。
- (14) マイナンバーカード(個人番号カード)の交付等に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 市民課事務専用の公印を、公印規則に規定された使用区分以外の事務で使用していた例が
見受けられたので、今後は適正に使用するようになされたい。

(意見)

- 1 本市のマイナンバーカード交付率は、人口 15 万人以上の自治体の中でも非常に高い状況
であるが、一方で時間外の窓口対応や書類整理、週休日の臨時開庁、庁外での出張申請支援
の対応等、担当職員を中心に負担が過重であったと見受けられた。今後同様の事態が生じた
場合は、職員の時間外勤務の調整、振替休日の取得等、労務管理を適切に行うようになされ
たい。
- 2 窓口のデジタル化について、書かない窓口が本年 12 月に稼働予定としているが、現時点
で対象業務が限定的であるため、先進事例を参考にし、幅広い申請に早期に対応できるよう
検討されたい。

環境政策課

【事務分掌】

- (1) 環境施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 環境の保全に関すること。
- (3) 公害対策に関すること。
- (4) 生活衛生に関すること。
- (5) 畜犬登録及び狂犬病の予防に関すること。
- (6) 動物の愛護及び管理に関する法律に関すること。
- (7) 化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可に関すること。
- (8) そ族及び昆虫の駆除に関すること。
- (9) 動物死体の収集運搬に関すること。
- (10) し尿及び浄化槽に関すること。
- (11) 市有墓地及び改葬許可に関すること。
- (12) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、火葬場等の経営許可に関すること。
- (13) 火葬場に関すること。
- (14) 地域エネルギー施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 今治市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金及び今治市犬猫不妊去勢手術費補助金について、それぞれの補助金交付要綱に定められた書類が申請書に添付されていないものが散見されたため、適切な事務執行をされたい。

(意見)

- 1 今治市犬猫不妊去勢手術費補助金は、交付決定時に要綱に沿って交付決定通知書を発送しているが、本補助金は申請額に対して交付決定額が変わることは極めて少ないため、補助金を申請者に交付することで通知に変えられるよう要綱変更を行い、事務の軽減に努められたい。
- 2 脱炭素エネルギー政策について、現在、住宅・設備の省エネ化やEV等に対する補助、市有施設における太陽光発電設備設置の検討等、民生部門のうち家庭及び業務部門を中心とした取組を行っているが、今後は、GX（グリーントランスフォーメーション）の潮流に沿って、地域活性化や産業振興など、さまざまな分野において脱炭素化を進める施策の実施が求められると考えられることから、市民や事業者が取り組むべき行動が明確となるよ

うな普及啓発も含め効果的な支援策を検討するとともに、市民環境部（環境政策課）が中心となって関係各課や事業者と連携し、全市が一体となって脱炭素化に向かえるよう取り組まれない。

- 3 大谷墓園墓地の整備計画について、今後の墓地の需要動向を可能な範囲で把握し収支見込みを分析した上で、市民ニーズに合った墓地を安定的、継続的に提供できるよう努められたい。

資源リサイクル課

【事務分掌】

- (1) 一般廃棄物(ごみ)に関すること。
- (2) ごみ減量及び再資源化に関すること。
- (3) 一般廃棄物(ごみ)の収集業者の指導監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業(ごみ)の許可等に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 収納事務委託店の申請においては、今治市ごみ処理手数料収納事務委託要綱に基づき、完納証明書の提出が必要とされているが、申請書様式では、法人のみ納税証明書でも可能とされている。完納証明書と納税証明書では確認できる内容が異なるため、どちらが必要であるかを精査し、その内容に応じて要綱を修正されたい。

また、完納証明書が発行できない特別の理由がないまま、市税納税調書により納税課へ滞納状況の確認を行っている事例が見受けられた。完納証明書発行手数料を支払って完納証明書を提出した他の事業者等との公平性を保つためにも、要綱に則した手順をとる等、適切な事務執行に努められたい。

(意見)

- 1 高齢者等ごみ出し支援実証事業は、令和5年4月から吹揚、富田等の市内一部地域を対象に事業を開始し、7月末時点で8件の利用があった。8月21日からは対象を市内全域とし、新たに5件の利用があったが、人口比をふまえると利用者がやや少ないようにも見受けられる(8月末時点で計13件)。制度を知らない可能性もあるので、ケアマネジャー等への周知を含め、積極的に制度を周知されたい。

あわせて、現在は、市職員が収集を行っているが、今後利用者数が増加した場合でも事業を継続できるよう、事業の実施方法についても検討されたい。

- 2 資源ごみは、各地域で定められた資源集積所で回収を行うほか、協力のあった市内スーパー等でも回収を行っている。一方で、あらかじめ定められた資源集積所でなければ資源ごみを排出できず、また、民間事業者が設置する無料の資源回収所等も市内ではほとんど見かけないため、近隣自治体と比較すると、資源ごみの排出方法が限定されているように見受けられる。

資源ごみの回収を効率的に行うためにも、例えば、各地域で集団回収が積極的に行われるような取組みを進める等、資源ごみ排出者の選択肢が増えるような事業の見直しを検討されたい。

環境施設課

【事務分掌】

- (1) ごみ中間処理施設に関すること。
- (2) ごみ受入中継施設に関すること。
- (3) し尿処理施設に関すること。
- (4) ごみ最終処分施設に関すること。
- (5) ごみ(動物死体)中間処理施設に関すること。

【指摘事項等】

なし